

平成十四年法律第九十二号

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進
に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)、地震防災対策特別措置法(平成七年法律第一百一十一号)その他の地震防災対策に係る法律と相まって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第二条 この法律において「南海トラフ」とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海の溝状の地形を形成する区域をいう。

この法律において「南海トラフ地震」とは、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。

この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

この法律において「地震防災」とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをい

う。(南海トラフ地震防災対策推進地域の指定等)

第三条 内閣総理大臣は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により推進地域を指定するに当たっては、南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。

4 前項の規定により推進地域

3 中央防災会議は、第一項の規定による推進地域の指定の解除をする場合に準用する。

(基本計画)

第四条 中央防災会議は、前条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)を作成し、及びその実施を推進しなければならない。

2 基本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項、国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本の方針及び基本的な施策に関する事項、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本の方針、南海トラフ地震防災対策推進計画(災害対策基本法第二条第九号に規定する防災業務計画、同条第十号に規定する地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、次条第一項各号に掲げる事項について定めた部分をいい、以下「推進計画」という。)及び南海トラフ地震防災対策計画(第七条第一項又は第二項に規定する者が南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関し作成する計画をいい、以下「対策計画」という。)の基本となるべき事項その他推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項について定めるものとする。

3 前項の国(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に当たっては、南海トラフ地震の発生

4 については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 中央防災会議は、基本計画の作成及びその実施の推進に当たっては、南海トラフ地震の発生

6 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による推進地域の指定の解除をする場合に準用する。

(推進計画)

第五条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関(以下「指定行政機関」という。)の長(指定行政機関が内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第一百二十号)第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号に掲げる機関若しくは同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合には当該事務については当該委任を受けた同条第四号に規定する指定地方行政機関(以下「指定地方行政機関」といいう。)の長をいう。)及び同条第五号に規定する指定公共機関(以下「指定公共機関」という。)(指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第六号に規定する指定地方公共機関(以下「指定地方公共機関」といいう。)は同条第九号に規定する防災業務計画についての事項を定めたときには、当該事項を定めた部分(第七条第一項又は第二項に規定する者が南

海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に關し作成する計画をいい、以下「避難施設」という。)は同条第九号に規定する防災業務計画についての事項を定めなければならない。

一 避難施設その他の避難場所、避難路その他

の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に關し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項

2 前項の国(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に当たっては、南海トラフ地震の発生

3 については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 推進計画は、基本計画を基本とするものとする。

(推進計画の特例)

第六条 前条第一項又は第二項に規定する者が、大規模地震対策特別措置法第六条第一項又は第二項の規定に基づき、前条第一項各号に掲げる事項を定めたときは、当該事項を定めた部分は、推進計画とみなしてこの法律を適用する。

(対策計画)

第七条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者(第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。)は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設

二 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行なう施設

三 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

の形態並びに南海トラフ地震に伴い発生する地震及び津波の規模に応じて予想される災害の事態が異なることに鑑み、あらゆる災害の事態に対応することができるよう適切に配慮するものとする。

五 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項

六 政令で定めるもの

携協力の確保に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項

十二 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項

十三 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項

十四 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項

十五 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項

十六 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項

十七 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業の設置を規定する者（第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、当該指定があつた日から六月以内に、対策計画を作成しなければならない。

三 対策計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、対策計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく当該対策計画を変更しなければならない。

四 対策計画は、推進計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

五 第一項又は第二項に規定する者は、対策計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該対策計画を都府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

六 第一項又は第二項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都府県知事は、その者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。

七 都府県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表（対策計画の特例）。

第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「南海トラフ地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。

一大規模地震対策特別措置法第一条第十二条に規定する地震防災応急計画（同法第八条第一項の規定により同号に規定する地震防災応急計画とみなされるものを含む。）

二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項若しくは第八条の二第一項（三九号）第二十八条第一項に規定する消防計画又は同法第十四条の一第一項に規定する予防規程

三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十号）第二十六条第一項に規定する危害予防規程

四 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百九号）第二十六条第一項に規定する危害予防規程

五 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十四条第一項、第六十四条第一項（同法第八十四条において準用する場合を含む。）及び第九十七条第一項に規定する保安規程

六 電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十号）第四十二条第一項に規定する保安規程

七 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五号）第二十七条第一項に規定する保安規程

八 石油コンビナート等災害防止法第十八条第一項に規定する防災規程

九 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

二 南海トラフ地震防災規程（前項第一号に係るもの）を除く。以下この項において同じ。）を作成した者は、前条第六項の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、その南海トラフ地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。南海トラフ地震防災規程を変更したときも、同様とする。（南海トラフ地震防災対策推進協議会）

第十一条 内閣総理大臣は、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定するものとする。

十二条 内閣総理大臣は、前項の規定により特別強化地域を指定するに当たっては、南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。

十三条 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

十四条 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聴かなければならぬ。この場合において、関係都府県が意見述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。

五 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聴かなければならぬ。この場合において、関係都府県が意見述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。

六 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による特別強化地域の指定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、居住者、滞在者その他の者の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難に資するよう、内閣府令で定めるところにより、当該津波に関する周知のための措置

七 第十一条 前条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、居住者、滞在者その他の者の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難に資するよう、内閣府令で定めるところにより、当該津波に関する周知のための措置

八 前号の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業

九 二 前号の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業

一 一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業

二 二 前号の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業

三 三 集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第七百三十二号以下「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいい、第十六条の規定による特別の措置の適用を受けようとするもの）を含む。以下同じ。）

四 四 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業

- 2 前項各号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 3 第一項各号に掲げる事項には、関係市町村が実施する事業に係る事項を記載するほか、必要に応じ、関係市町村以外の者が実施する事業に係るものを作成することができる。
- 4 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画に關係市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならぬ。
- 5 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。
- 6 関係市町村長は、前項の協議をしようとするときは、あらかじめ、都府県知事の意見を聴き、津波避難対策緊急事業計画にその意見を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 7 内閣総理大臣は、第五項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 8 第二項から前項までの規定は、津波避難対策緊急事業計画の変更について準用する。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 9 関係市町村長は、前項ただし書の軽微な変更については、内閣総理大臣に届け出なければならぬ。
- (津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等)
- 第十三条** 津波避難対策緊急事業に基づいて実施される事業（以下この条において「津波避難対策緊急事業」という。）のうち、別表に掲げるものの（当該津波避難対策緊急事業主務大臣の定める基準に適合するものに限る。第三項において同じ。）に要する経費に対する国への負担又は補助の割合（以下「国への負担割合」という。）は、当該津波避難対策緊急事業にかかるわらず、同表のとおりとする。
- 2 津波避難対策緊急事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、前項の規定による國の負担割合を超えるときは、当該津波避難対策緊急事業に係る経費に対する国への負担割合

について、同項の規定にかかわらず、当該他実施する事業に係る事項を記載するほか、必要に応じ、関係市町村以外の者が実施する事業に係るものを作成することができる。

3 前項各号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 国は、津波避難対策緊急事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又是補助することとなる割合を参考して、当該交付金の額を算定するものとする。

5 政令が必要と認められる施設の整備に係る財政上の配慮等

6 国は、第十二条第一項第四号に規定する政令で定める施設の整備に関し、必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(集団移転促進事業に係る農地法の特例)

第十五条 市町村（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する指定市町村を除く。）が津波避難対策緊急事業計画に基づき集団移転促進事業を実施するため、農地（耕作（同法第四十三条规定第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この条において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下この条において同じ。）を農地以外のものにし、又は農地若しくは採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれららの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、都府県知事は、当該集団移転促進事業が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同法第四条第六項（第一号に係る部分に限る。）又は第五条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかるわらず、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることができる。

第十六条 地方公共団体が第十二条第一項第四号に規定する政令で定める施設その他津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に連して移転する公共施設又は公用施設の除却を行ふために要する経費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する同号に規定する政令で定める施設その他当該集団移転促進事業に連して移転する公共施設の除却に係る負担又は助成に要する経費を含む。）については、地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）第五条の規定にかかるわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

(地震観測施設等の整備)

第十九条 国は、南海トラフ地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。

(地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等)

第二十条 国及び地方公共団体は、推進地域において、避難施設その他の避難場所、避難路その他（地盤の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防施設その他南海トラフ地震に關し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等に努めなければならない。

(財政上の配慮等)

第二十一条 国は、この法律に特別の定めのあるもののか、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進のため必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この

であつて、当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上となる場合を除く」とする。

(集団移転促進事業に係る国土利用計画法等による協議等についての配慮)

第十七条 国の行政機関の長又は都府県知事は、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業の実施のため国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）その他の土地利用に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第二百七十九号）その他の法律の規定による協議その他の行為又は許可その他の処分を求められたときは、当該集団移転促進事業に係る施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(地方債の特例)

第十八条 地方公共団体が第十二条第一項第四号に規定する政令で定める施設その他津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に連して移転する公共施設又は公用施設の除却を行ふために要する経費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する同号に規定する政令で定める施設その他当該集団移転促進事業に連して移転する公共施設の除却に係る負担又は助成に要する経費を含む。）については、地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）第五条の規定にかかるわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一及び二 略

三 第十二条の規定並びに附則第七条、第八条、第九条第五項、第十二条から第十四条まで、第十四条、第四十七条、第四十九条、第五十条（第二条第十二項）を「第二条第十三項」に改める部分に限る。）、第五十二条及び第五十三条の規定 平成十六年四月一日

附 則

（平成一九年六月二二日法律第九

三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則

（平成二五年一月二九日法律第一

八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の大東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第六条第一項又は第二項の規定により定められた推進計画及び旧法第七条第一項又は第二項の規定により作成された対策計

法の施行に關し必要な事項は、政令で定める。法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(附 則)

（附 則）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部改正)

第十一條 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「耕作」の下に「(農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。)」を加える。

(市民農園整備促進法の一部改正)

第十二條 市民農園整備促進法(平成二年法律第

四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「耕作」の下に「(農地法(昭

和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条规定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。)」を加える。

農作物の栽培を含む。以下同じ。)」を削る。

第十一条第二項中「昭和二十七年法律第二百二十九号」を削る。

第十三条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「耕作」を「耕作(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十

三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。)」の

に改め、「同項第四号中「適当な土地」の下に「(第一号に掲げる土地を除く。)」を加える。

第八条第三項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号イ中「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削る。

(優良田園住宅の建設の促進に関する法律の一部改正)

第十四条 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成十年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「耕作」の下に「(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条规定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)」を加える。

第五条中「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削る。

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正)

第十五条 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「(耕作)」の下に「(同法第四十三条规定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。)」の

に改める。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第十六条 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「規定する農地」の下に「(同法第四十三条规定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第十七条 市民農園整備促進法(平成二年法律第

四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「耕作」の下に「(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条规定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)」を加え、同条第二项第二号中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号

中「すべて」を「全て」に改める。

附則第六条第一項第二号中「農地等」の下に「農地及び」を加え、「農地及び」を削り、「耕

作」の下に「(農地法第四十三条规定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)」を加え、同条第二項中「規定する農地」の下に「(同法第四十三条规定により耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。)」を加える。

(景観法の一部改正)

第十八条 景観法(平成十六年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「規定する農地」の下に「(同法第四十三条规定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)」を加え、同条第二項中「規定する農地」の下に「(同法第四十三条规定により耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。)」を加える。

(地域再生法の一部改正)

第十九条 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「耕作」の下に「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条规定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削る。

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)

第二十条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「耕作」の下に「(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条规定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)」を加え、「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を「同法」に改める。

(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正)

の法律(平成二十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「(耕作)」の下に「(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条规定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号及び次号における同じ。)」を加える。

(農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正)

第二十二条 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削る。

(農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正)

第二十三条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「農地又は」を「農地(同法第四十三条规定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)」を加え、同条第二項第三号中「土地」の下に「(第一号に掲げる土地を除く。)」を加え、同条第五項第三号中「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削る。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第二十四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「耕作」の下に「(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条规定により耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。)」を加え、「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削る。

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改

正)

第二十五条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「耕作」の下に「(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条规定により耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。)」を加え、「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削る。

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)

第二十六条 民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二百五十三条のうち農地法第四十三条规定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)」を加え、同条第四項第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)」を加え、「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を「同法」に改める。

(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四号中「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削る。

(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能なエネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正)

の法律(平成三十一年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成三十一年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「耕作」の下に「(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。)」を加える。

第四条第三項中「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削り、「第一号から」を「同号から」に改める。

(旧農業者年金基金法の一部改正)

第二十八条 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作」を「農地等(農地法第二条第一項に規定する農地)(同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む)及び採草放牧地をいう。以下同じ。」につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作(同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。)」に改める。

附 則 (令和二年六月一二日法律第四九号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える規定並びに附則第五条(地方自治法(昭和二年法律第六十七号)別表第一河川法(昭和三十九年法律第七百六十七号)の項第一号の改正規定に限る。)、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電気事業法目次の改正規定(「電気事業者」を「電気事業者等の」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十四条の二」に改める部分に限る。)、同法第二十六条の次に二条を加える改正規定、同法第二十七条第一項の改正規定、同法第二十七条の十二の改正規定、同法第二十七条の二十六第一項の改正規定、同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二章第七節第一款の款名の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第二十一条の改正規定、同法第二十九条の前に見出しを付する改正規定、同法第六款中第三十四条を第三十四条の二とす

事業の区分		別表 (第十三条関係)
割合	負担	
南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	三分の二	三分の二

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの